

社会福祉法人角岳会役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第一条 この規程は、社会福祉法人角岳会（以下「この法人」という。）の定款八条及び二四条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款五条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第四五条の八第四項、同法第四五条の一六第四項、同法第四五条の一六第三項において定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
なお、社会福祉法第四五条の三五第一項に基づき、民間事業者の役員の報酬及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮するものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第三条 この法人は、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員のうち、理事長の報酬は月額で支給し、その他の役員に対しては理事会出席等必要の都度、定額を支払うことができる。なお、この法人の職員にあっては、この規程に定める報酬は支給しない。
- 3 評議員には、定款第八条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第四条 この法人の役員及び評議員の報酬額は、次のとおりとする。

- | | | |
|------------|--------------|----------|
| (1) 理事長 | 月額 | 700,000円 |
| (2) その他の役員 | 理事会出席等必要な都度 | 10,000円 |
| (3) 評議員 | 評議員会出席等必要な都度 | 10,000円 |

(報酬の支給日)

第四条 報酬は、理事長にあっては、毎月一定の定まった日に支払うものとし、その他の役員及び評議員にあっては、理事会又は評議員会出席等必要な都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第六条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用弁償)

第七条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(旅行命令)

第八条 役員及び評議員の旅行は、旅行命令によるほか、会議招集者の発する出頭通知によることができる。

(準用規程)

第九条 この規程に定めるものを除くほか、費用弁償の額及び支給方法については、角岳会職員の例による。

(公表)

第一〇条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第五九条の二第一項第二号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第一一条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第一二条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。